

2015年11月

自動車リサイクル士 各位

一般社団法人 日本ELVリサイクル機構
代表理事 河村 二四夫

自動車リサイクル士

新制度への移行手続きのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

自動車リサイクル士制度は、さまざまな関係機関の皆様と多くの協議を重ねた結果、2016年4月1日より新制度を施行する予定でございます。

つきましては、日本ELVリサイクル機構では、平成25年度（2013年度）、平成26年度（2014年度）に自動車リサイクル士制度認定講習会にて、修了試験に合格された方を対象に、「自動車リサイクル士 新制度移行特別認定講習会」（以下、「新制度移行講習会」）を開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。ただし、今回は開催会場が限られているため、受講できない方でも資料送付請求によって移行ができる形になっております。

有資格者の皆様には、お手数をお掛けいたしまして恐れ入りますが、今回の移行手続きを経て、速やかに新制度への移行ができる形になっておりますので、ご対応とご協力のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

詳細につきましては、次頁以降をご覧いただければ幸いに存じます。

敬具

«移行手続きに関するお問い合わせ先»

日本ELVリサイクル機構 事務局

〒105-0004 東京都港区新橋3丁目2番2号 一美ビル5階

- メールアドレス jaera-homepage@elv.or.jp
- 電話番号 03-3519-5181
- FAX番号 03-3597-5171

1. 基本対応

- ・現在の有資格者の皆様が、新制度の資格に移行するための手続きとして、
2015年度（平成27年度）と2016年度（平成28年度）の
2年度にわたって、新制度移行講習会の実施・資料送付請求の受付を
行います。
 - ・対象者は、現時点（2015年10月）の有資格者の皆様すべてです。
有資格者の皆様＝平成25年度（2013年度）合格者の方 及び
平成26年度（2014年度）合格者の方
- ※ **交付された自動車リサイクル士認定証書の有効期限をご確認のうえ、
現状の資格有効期限が切れる前に、必ず更新（移行）を行ってください。
期限が切れたたら資格は失効します。このため、期限が切れた後に
更新（移行）はできません。**
- ※ **平成25年度（2013年度）に認定を受けた方は、2015年度
(平成27年度)中に更新（移行）を行わないと資格は失効します。**

2. 更新方法

- ・更新方法は以下の2通りから選択が可能です。場所や時間の都合により
Aの対応が取れない方はBの対応をとってください。
- A 新制度移行講習会を受講して更新**
→こちらを選択される方は**Aの資料をご覧ください。**
- ※ 全資格共通の内容とし、試験は行いません。
→**新制度移行のための特別措置のため、試験なしで、受講すれば
資格更新（新制度における資格へ移行）となります。**
- ※ 2015年度（平成27年度）は東京と大阪の2会場で講習会を開催します。開催日時は以下のとおりです。（詳細はAの資料参照）
東京：2015年12月17日（木） 10:00～16:15
大阪：2016年 2月25日（木） 10:00～16:15
- ※ 2016年度（平成28年度）の開催場所と日程は未定です。
- B 新制度移行講習会を受講せず更新（資料・DVD送付請求）**
→こちらを選択される方は**Bの資料をご覧ください。**
- ※ テキスト第2巻と参考資料を送付します。
- ※ DVDは「自動車リサイクルの実務」、「自動車メーカーの取り組み」、「自動車リサイクル業界の取り組み」の重要ポイントをまとめたものとなります。（すべての講義が収録されているわけではありません。）
- ※ **資料・DVDの内容を確認後、資料・DVDに同封されます内容確認
票を必ず返送してください。**

3. 更新料金

- ・更新方法AとBで区別なく料金は一律です。
- また、全資格共通の内容のため、資格による料金の差はありません。
- E LV 機構会員 15,000円
- E LV 機構非会員 20,000円

4. 更新後の資格

- ・更新後は新制度における資格へ移行します。
- 自動車リサイクル管理士 }
■自動車リサイクル実務士上級 }
■自動車リサイクル実務士初級 → 自動車リサイクル士（全工程）
→ 自動車リサイクル士（引取・フロン工程）

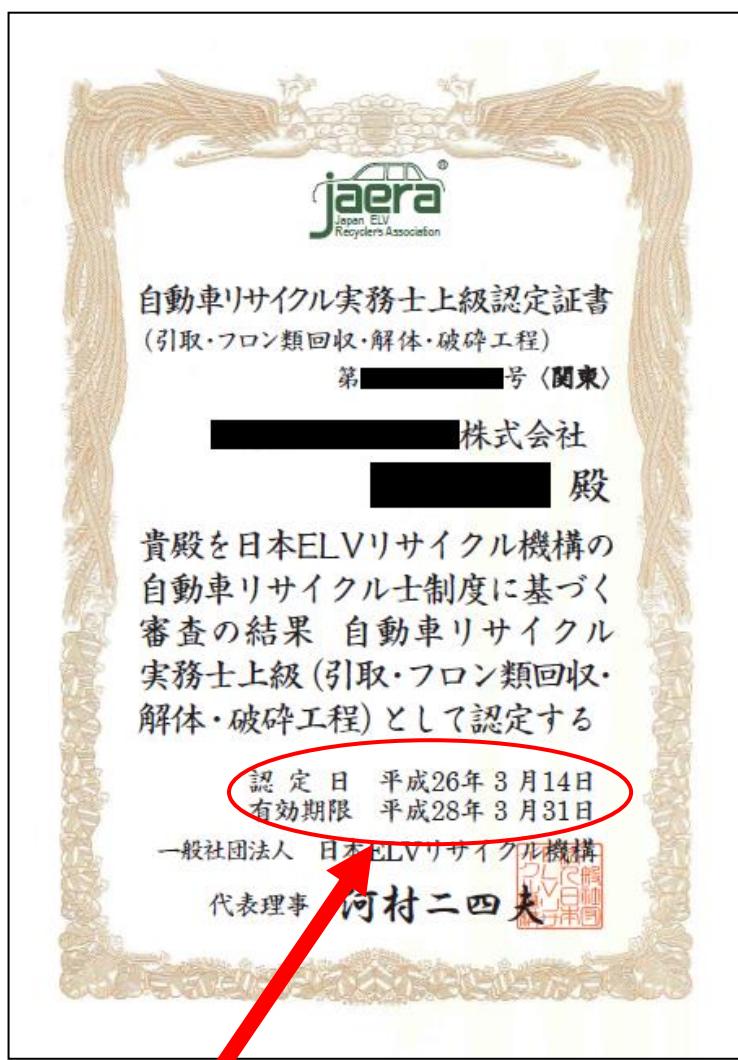
5. 有効期限・認定証書

	2015年度に 更新する方	2016年度に 更新する方
更新日	2016年4月 1日	2016年4月 1日
有効期限	2021年3月31日	2021年3月31日

- ・年度はまたがっても移行手続きであることに変わりはないので、
更新日・有効期限ともに一律とします。
- ・更新後に発行される認定証書は、すべて新しい資格の認定証書です。
認定証書発行のタイミングは以下のとおりです。
 - A 新制度移行講習会を受講して更新 → 講習会受講後、会場にて配布
 - B 新制度移行講習会を受講せず更新 → 資料・DVD送付時に同封

<資格有効期限の確認方法>

認定（合格）年度や現状の資格有効期限は、
ご自身の認定証書でご確認ください。



有効期限以内に移行手続きをとらなければ資格は失効します。
この例の場合、有効期限は「平成28年3月31日」とありますので、
資格を更新するには平成27年度（2015年度）内に移行手続きを
とる必要があります。

＜新制度移行手順＞

平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)資格取得の方

A・Bどちらでも移行(更新)できます。

A

講習会を受講して
移行(更新)する方

B

資料・DVDを請求して
移行(更新)する方

① 申込書記入

① 申込書記入

② 受講料振込

② 料金振込

振込先：日本ELVリサイクル機構

振込先：日本ELVリサイクル機構

③ 必要書類郵送

③ 必要書類郵送

2015年12月3日(木)〆

2016年2月29日(月)〆

郵送先：(株)プロトリオス

郵送先：(株)プロトリオス

④ 会場にて受講

④ 資料送付待ち

東京会場：

2016年2月29日(月)

大阪会場：

から、資料・DVDを順次発送

2016年 2月25日(木)



会場で認定証書を受け取り、
更新(移行)完了



内容確認票の返送を以て、

更新(移行)完了

平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)資格取得の方

平成27年度(2015年度)に移行手続きをとるか、

平成28年度(2016年度)に移行手続きをとっていただければ、

資格更新(移行)できます。

■平成27年度(2015年度)の移行手続き

前ページ参照

■平成28年度(2016年度)の移行手続き

決定し次第案内をお送りしますので、案内をお待ちください。

※平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)に資格を

取得された方については、必ずしも平成27年度(2015

年度)に移行手続きをとる必要はありません。